

令和3年度 第4回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年9月2日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 3 年度第 4 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。事前にお送りをした資料でございますけれども、資料 1 3 から資料 1 9 までのそれぞれの資料、そして「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」を、事前にお送りさせていただいております。また、各案件の資料については、説明の際に確認をさせていただきたいと思っております。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは議題に入り、審議を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

それではまず、資料 1 3 「地域商業活性化推進事業に係る業務委託先の決定及びキャッシュレス決済における個人情報の取り扱いについて（追加報告）」であります。

それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【産業振興課長】産業振興課長の村上です。それでは、私から「地域商業活性化推進事業に係る業務委託先の決定及びキャッシュレス決済における個人情報の取り扱いについて（追加報告）」の報告をさせていただきます。まず、お手元の資料 1 3 が追加報告の説明資料です。1 3 - 1 がカラー刷り横の資料で、本件に関する利用の流れとなっております。また、参考資料として、別紙 1、2、3、4 として、各決済事業者の利用規約の整理について、という A 4 横の資料を添付しております。よろしいでしょうか。

それではご説明いたします。

地域商業活性化推進事業に係る業務の委託につきましては、今年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会にて了承されています。この度、委託事業者が決定いたしましたので、その報告と、同一事業内のキャッシュレス決済事業について、本審議会の付議事項に該当しないものの、業務の一部との考えから、キャッシュレス決済事業の流れや規約等について、個人情報に関わる部分のセキュリティ及び安全確保等について確認したため、下記のとおり報告いたします。

まず、1 番の委託事業者ですが、区では、株式会社 J T B と地域商業活性化推進事業業務委託契約を令和 3 年 7 月 1 2 日に締結いたしました。当該事業者は、プライバシーマークの取得事業者であり、J I S Q 1 5 0 0 1 規格に適合したマネジメントシステムを社内で行って、個人情報保護に基づく運用を適正に行っている事業者でございます。

キャッシュレス決済におけるポイント還元事業として、a u P A Y、d払い、P a y P a y、楽天ペイの4決済サービスを対象に株式会社J T Bが一括して行うもので、キャンペーン期間中に対象の決済を利用した場合、決済額の25%を利用者にポイント還元します。

事業の期間につきましては、令和3年7月13日から来年の3月31日までです。

次に、キャッシュレス決済の個人情報の流れという形で、簡単にご説明をいたします。資料13-1、カラー刷り横の資料をご覧くださいと思います。一番左側に利用者（区民等）、一番右側に新宿区、真ん中のところに委託先の株式会社J T Bがあり、下には、株式会社J T Bが統括しているa u P A Y、d払い、P a y P a y、楽天ペイの各事業者を記載してあります。

まず、区民の方がキャッシュレス決済を行う際には、左側の中段のところ、事前準備として、①のアプリのダウンロードを行い、規約への同意や必要情報の登録をします。この登録をすることでアプリ使用許可がおります。

次に、③で商品・サービスの利用を右側のキャッシュレス決済加盟店で行う際に、アプリを使用して、支払いをその場で行います。その時に、④のキャッシュレス決済事業者に支払いの依頼を行う流れになります。その依頼を受けて、今度は右側のキャッシュレス決済事業者が、キャッシュレス決済加盟店に支払処理を行うのが⑤となります。その後、⑥で区の事業であるポイントの還元を、キャッシュレス決済事業者が区民に対して行いますが、この流れの中でも、区が個人情報を取得することはありません。全て利用者とキャッシュレス決済事業者の間での個人情報のやり取りという形になります。

次に、資料13の裏面のほうに戻ります。

4番、各キャッシュレス決済事業者の利用規約及び個人情報取扱規程についてです。こちらは、各社にどういった個人情報の取扱規程を求めているのか。どういった規約があるかということを確認しました。

別紙1から4が各決済事業者の利用規約となります。各社ほとんど共通でメールアドレスや残高情報やアカウント情報を本業務に関連する範囲の中で収集します。その収集したものは、本事業決済に必要な事項について使いますが、それ以外にも広告、宣伝、マーケティングやキャンペーン等の抽選や景品発送。また、品質改善、各種分析及び調査等に利用しております。

区民には当該規約の内容を十分注意、理解した上で、利用登録を行っていただくように、「広報新宿」やホームページによって周知を行っています。

各決済事業者は、資金決済法等に基づいて監督官庁への登録が必要であり、適正な運用を行

うことが法的に求められているものでございます。

5番で最後に、本業務委託に係る個人情報についてですが、本事業はキャッシュレス決済の利用者が対象となりますが、個人情報の取り扱いについては、利用者とキャッシュレス決済事業者が本人同意のもとで行っており、区及び委託事業者において個人情報を取得することはありません。

私からの報告は以上です。

【会 長】事務局のほうから、セキュリティアドバイザーの意見ををお願いします。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧、1つ目をご覧ください。

前回及び今回、担当課長からもございましたけれども、利用者への配慮の観点から、キャッシュレス決済サービスを利用するに当たって、キャッシュレス決済事業者について、広報、ホームページで明記することが望ましいというアドバイザーの意見がございました。その意見を受けての担当課の対応としては、そのように対応するというので、書かせていただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ございますでしょうか。

【伊藤（陽）委員】規約の内容を十分注意し理解してもらおうという話ですが、ホームページを確認して、新宿区のホームページにはプレスリリースはあったんですけど、どこにこれを掲載するんですか。「広報新宿」に載せるとかあるんですか。どこにあるのか分からないのですが、どういう状況で整備されているんですか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】「広報新宿」については、8月25日号に掲載の際に確認、個人情報の登録、各社の利用規約の同意が必要ということを一文入れております。細かくは広報に掲載できませんでしたが、そういったものを載せております。

現在、ホームページについては、対応するというので作業中でございます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。入れる内容としては1行で、規約の内容をチェックしてください程度ですか。または、規約や各事業者はこういった内容ですというイメージですか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】こちらの内容全てというと、逆に読んでいただけないような場合があるとは、私どものほうで感じているところで、この中で例えば広告、宣伝、マーケティングに使われる場合など、特に関心が強い、もしくは、その方が嫌だなと思うようなところを少し抜粋させて

いただいて、そういった利用規約をご確認の上、登録をしてくださいという形にしたいと思います。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。それと、マーケティングで利用されるというのは、結構心配される方も多かったです。ここでもそういう議論が過去にあったんですけど、その辺はできる限り掲載したほうがいいと思うんですけど、その辺の理由などもお聞きしてもいいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】その場合は、いろいろやり方はあると思います。議論で挙げたのは、各事業者がそういったものをホームページ上に、例えばa u P A Yであればa u P A Yのところに利用規約のようなものが出ていたりするのであれば、そこから取り込めばいいんじゃないかという話もありました。利用規約、ご存じのように様々な契約が付随してくるものですが、全てを見ていただければ良いのですが、先ほどもお話ししたように、少し興味を引くようなところの部分を出してもいいのかなど。その上で、委員がおっしゃるように、リンクを張って、詳しいところが見られるような形にできればと思います。

【伊藤（陽）委員】これで質問終わりにしますが、最低限リンクがないと、そもそもその規約を示していないという話に、後からなってもおかしくないと思うので、リンクがあれば、ちゃんと見てもらえるような環境はつくっていると思うのですが、リンクがなかったら、アクセスのしようがなく、別のルートから行かないといけないので、そのリンクはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

【会 長】それでは、ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【津吹委員】直接の個人情報ではないんですけども、フィッシング詐欺が1日何件も送られてくる業者さんが多いんですね。その辺も注意喚起を区としてはしていただけるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【産業振興課長】それはいたします。ホームページ上等では、注意は呼びかけていませんが、確かに利用者保護の観点から、フィッシング詐欺等に十分注意されるということで、そういったものも載せたいと思います。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ということなので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。

【産業振興課長】ありがとうございました。

【会 長】次は、資料14「新型コロナウイルスワクチン接種券の発送に係る視覚障害者データの目的外利用について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【保健予防課】保健予防課ワクチン対策室のワクチン調整担当をしております羽山と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきます。資料14は3ページまでございます。そして補足の資料として、横のカラーで資料14-1というのが1枚ついてございます。資料につきましましては以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは、ご説明をさせていただきます。

件名につきましては、「新型コロナウイルスワクチン接種券の発送に係る視覚障害者データの目的外利用について」ということでございます。

今回の報告案件としましては、条例第11条第2項第3号によりまして、緊急の必要性ということで、目的外利用をいたしましたので、同条第5項の規定によりまして、今回審議会にご報告をさせていただくというものになります。

それでは、おめくりいただきまして、資料の2ページをご覧くださいと思います。

事業の概要になります。事業名は、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。担当課は、保険予防課になります。目的は、記載のとおりになります。対象者は、新宿区民ということになります。

事業内容のところ、1番、概要の部分を記載させていただきましたが、要点としましては、下から6行目の右側、括弧のところです。本事業の実施に係る国が構築するシステムへの外部結合、区のシステムの改修等につきましては、令和2年度第10回の本審議会においてご了承をいただいているところでございます。

今回、新たな報告の案件としましては、下の3行になります。このたび接種券の送付に当たりまして、視覚障害者の方へ封筒に点字シールを貼付する必要があることから、対象者を把握するために、視覚障害者情報の目的外利用を行ったということをご報告するものでございます。

2番、対象者です。対象者は、新宿区在住の視覚障害者ということで、接種券は年齢区分に応じまして、段階的に送付をさせていただきました。第1回目の4月26日から第5回の7月15日まで、それぞれ年齢区分別に件数が記載してありますので、ご確認をお願いします。

資料の3ページに移らせていただきます。資料の3ページ、データ保有元は障害者福祉課に

なります。利用先が保健予防課になります。

登録業務の名称、目的、そして個人情報の記録媒体は、記載のとおりです。

目的外利用を行う理由につきましては、先ほどご説明しましたとおり、接種券を送付するに当たりまして、封筒に点字を貼付する必要があることから、そのために必要なデータを障害者福祉課から、目的外利用でさせていただいたということでございます。

目的外利用を行う情報項目としましては、氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、接種券番号ということです。

目的外利用を行う際に使用した記録媒体としては、E x c e lのデータを使用させていただきました。

目的外利用の時期・期間につきましては、令和3年4月5日から7月20日までということになりますが、以降も同様に、目的外利用を行うものでございます。

これはワクチンの接種対象となります12歳の年齢到達によりまして、対象者が増えてくるため、今後行うというものでございます。

それでは、資料14-1のところをご覧くださいと思います。大きく分けまして、左側が新宿区、右側が委託先の株式会社JTBと再委託先の大日本印刷株式会社というところになります。

まず、左側の新宿区のところをご覧くださいと思います。データ保有元の障害者福祉課から、対象者情報を目的外利用申請することによりまして、①の視覚障害者情報をDVD-R等にて記録をいたします。それを②の視覚障害者情報の提供ということで、DVD-Rを大日本印刷に手渡します。このときのセキュリティ対策としましては、データの暗号化、鍵付きケースで手渡しによる受渡し、確認書による記録等を行ってございます。一方で、視覚障害者を含まないデータにつきましては、この上の黒い矢印です。同様に、同じような対策をしまして、大日本印刷に渡してございます。大日本印刷では、作業担当者の指定、入退室管理、連絡・報告体制の整備、社員教育、鍵付きキャビネットでの個人情報の保管に取り組んでいるとともに、「作業場」が実際にこの業務を行い、高度にセキュリティレベルが高い区域におきましては、ID・パスワード認証、ウイルス対策、脆弱性診断、ファイアウォール等の対策をしているところでございます。

先ほどの黒い矢印をご説明しますと、視覚障害者を含まない接種券につきましては、接種券等の封入封緘を行いまして、その後機械照合や機械集計を行った後、大日本印刷から、区職員も立ち合いのもと、直接郵便局のほうに持ち込んで、発送という流れになっています。

一方、この視覚障害者、紫色の矢印のほうですが、こちら③のところにございますが、視覚障害者宛ての接種券の封入封緘を行った後、それを郵便局に持ち込むのではなくて、④で区のほうに直接納品をしていただきました。それも鍵付きのケースで手渡しによる受渡しをしてございます。

⑤のところ、職員が点字シールを貼付し郵送とございます。これが実際そのときの、ちょっと見づらいんですけども、点字シールになります。これが封筒になりますので、この封筒のところ、職員が点字シールを手で張って、お送りをさせていただいたと。この点字シールには何が書いてあるかといいますと、新型コロナワクチンの接種券在中ということで、コールセンターと電話番号が書いてございます。個人情報を含んでございません。これをもって、視覚障害者の方に情報を発信したというものでございます。

報告は以上でございます。

【会 長】本件につきまして、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

【あざみ委員】大日本印刷の作業場というところは、あの市ヶ谷の大日本印刷の中ということになるんでしょうか。この後、下請けに出したりとかということではないんですか。

【保健予防課】再委託からさらに再委託はございませんので、あの中で作業しているということです。

【あざみ委員】分かりました。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

【越智委員】これは保健予防課に限った話ではないと思うんですけども、今回コロナで、想定外のことで目的外利用となりましたので、今回期間も今年の7月までということになるんですが、混乱が続いたりとか、一旦コロナが収まっても、新しいウイルスが出たりとかいうたびに、その都度目的外利用ということ、どこかのタイミングでこうしたことを想定した上で、目的内のものに直すことによって、迅速に、必要な、命に関わる作業をされていくということをお考えではないかと思ひます。そのあたり、そういうことでよろしいでしょうか。もちろん目的内にすることによって、かえって、緩和することで不必要な情報をまた扱ってしまうことになりかねないのでそこは必要な、措置が必要かもしれないんですけども、例えば新宿区全体とか、またはこういった各課のほうでやるご予定というのはあるのでしょうか。

【会 長】では、事務局のほうから、お答えください。

【区政情報課長】今、委員からご指摘とひいますか、ご質問ありましたけれども、特に毎年必ず出るといふわけではないんですけど、例えば、昨年コロナ禍になってから、定額給付金で

すとか、それからコロナではないんですけども、災害時のセルフプランの作成のため、あるいは生活保護の事務のためということで、視覚障害者の方への配慮という意味で、点字をつけての発送というのは、事業を実施する上では、各担当課としては必要な事務だというふうに考えています。

ご指摘のように、事務の円滑な実施ということで、会長のほうにも今回ご相談をさせていただいて進めてきたところで、今後について、そういう方向にできないかという課題認識はございます。なるべく区民の方への必要な配慮というのを迅速に行っていくというのを考えているところですので、今後の方向性については必要があれば、相談させていただきながら、進めていきたいと思っています。

【会 長】その件について、事前に相談がありまして、こういうことまでこの審議会にかけないといけないのかと。皆さんに接種券を配布するか何かの通知だと思うんですけども、それを視覚障害者の人だけかけることなのか。要するに、JTBの一斉発送から除いて、庁内の保健予防課で発送する場合は、それでいいのではないのと。それで、例えば向こうに視覚障害者であるという情報提供する必要まではないのではないですかと。ただ、このメンバーだけは一括発送から除いてくださいとあって、その手紙を返してもらえばいいことで、この人とこの人が視覚障害者だから返してください。そういうことまで言う必要はないのではないですかというは、意見を申し上げてあるんです。

これは理論的には、条例の第11条の「目的外利用の制限」というのがありまして、第2項の中に、私がここを読んだっていいんですけど、例外規定があるので、その適用ができるかどうか検討した。今回はもう議題に載せているから、議題として扱いますけれども、今後この似たようなものは、審議会にかけないでもいいような解釈で、それが適用できるんだったら、そういう方向にしたらどうですかという提案をしたんです。

一応、似たような事例については、かけないでもよいという方向に変えていただきたいなど。審議会も議題が減りますので、そういうふうには申し上げております。

今後については、必要があれば審議会に報告するようにしたらどうかなと思っております。

事務局もそれでいいですかね。では、ご説明してください。

【区政情報課長】今、会長にお話ししていただいたように、今までそうだったからそれをずっとということではなくて、なるべく円滑に、効果的に区民の方に情報発信ができるようなという視点で、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【越智委員】ありがとうございました。業務が増えた分、かえって逆に初歩的なミスとか、出

てきてしまうということもありますので、ご検討していただければと思います。

【会 長】ほかに何かご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告ということですので、了承ということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。では、本件は了承ということで終了といたします。

資料15「新型コロナウイルス感染症ワクチン訪問接種に係る業務の委託について」であります。説明者は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【健康政策課】健康政策課の地域医療・歯科保健担当副参事の白井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。資料はお手元の資料15、そのほかに、カラー刷りの資料15-1、それから様式1と右上に書いております参考15-1でございます。よろしいでしょうか。それでは、ご報告をさせていただきます。

件名「新型コロナウイルス感染症ワクチン訪問接種に係る業務の委託について」。条例の根拠は、報告第14条第1項（業務委託）になります。

1ページおめくりください。事業の概要でございます。事業名、新型コロナウイルス感染症ワクチン訪問接種事業。担当課は健康政策課と保健予防課の共課になります。

目的でございますが、寝たきり等により、接種会場に出向くことができない方で、かかりつけの医療機関がない方に対し、訪問による接種を受けられる体制を構築することで、広く区民の新型コロナワクチンの接種を推進することを目的としております。

対象者でございます。（1）としまして、かかりつけ医のいない在宅療養者、またはかかりつけ医がワクチン接種を行っていない在宅療養者で区が認めたもの。（2）としまして、集団接種会場、または個別接種可能な医療機関へ出向くことが著しく困難と区が認めたものになります。

事業内容の概要で2行目、「このたび」以降をご覧ください。在宅療養を行っている者のうち、接種会場へ出向くことが難しい対象者に対し、日頃より在宅療養支援を行い、区内のことに精通し、ワクチン接種に係る緊急対応などが可能な「機能強化型在宅療養支援診療所」へ委託して、訪問でのワクチン接種を実施してまいります。

それでは、3ページのほうをご覧ください。情報の保有課は、健康政策課と保健予防課になります。委託先は、新宿区内の機能強化型在宅療養支援診療所3カ所になります。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、参考の15-1、右上に様式1と書いてある資料のほうと併せてご覧いただければと思います。対象者の氏名・生年月日・住

所・電話番号・かかりつけ医の有無・かかりつけ医療機関名・要介護度・身体状況などによる訪問を希望する理由、連絡者の氏名・電話番号・対象者との続柄になります。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体、委託先のパソコンとなります。

委託理由は、日頃より在宅療養支援を行い、区内のことに精通している医療機関で、接種に係る緊急対応が可能な「機能強化型在宅療養支援診療所」に委託して実施することが適切と判断したため、このように進めさせていただいております。

委託の内容でございますが、カラー刷りの資料15-1を併せてご覧いただければと思います。

委託の内容の1番は、訪問接種を希望する対象者の訪問接種に係る調整。2として、訪問接種。3として、訪問接種記録票の記入・提出になりますが、資料15-1をご覧いただきますと、まず左側、対象者または家族または支援者の方が、右方、新宿区に電話で①利用相談をしていただきます。②新宿区では相談を受け付けて、対象者になるかどうかを聞き取りの上、判断をいたしまして、対象者になった場合には、③訪問接種事業利用案内を対象者または家族または支援者にいたします。④、右方の新宿区になりますけれども、対象者などの情報の入力ということで、訪問接種記録票にご案内の内容を書き込みいたします。またこれを電磁的媒体として、⑤訪問接種記録票の送付をメールで受託事業者のほうに送ります。この際データの暗号化、パスワードの付与等を行ってまいります。

⑥対象者等の情報受理を受託事業者として、受託事業者のPCの中で、対象者等情報の確認をしてもらいます。ここではID・パスワード認証、最新のセキュリティパッチの適用、ログの記録・管理、アクセス制御、ファイルへのパスワード等々の対応をとります。

次に⑧としまして、訪問日の調整等を受託事業者と対象者の間で行います。日にちが決まりましたら、⑨として、受託事業者が訪問をし、⑩予診をした上で、ワクチンを接種いたします。

⑪といたしまして、対象者は接種券、コロナのワクチン接種の接種券を事業者に提出することになります。

⑫としまして、接種結果の登録。これは国で定められた仕組みでございますが、これを登録して、内閣官房のほうにワクチン接種記録システム、VRSに登録しておくことになります。

⑬としまして、訪問接種記録票の記入を受託事業者にしていただいた上で、⑭訪問接種記録票を新宿区に提出してもらいます。この際もデータの暗号化、パスワード付与等のセキュリティを図ってまいります。

⑮といたしまして、訪問接種記録票の確認を新宿区で行ってまいります。

以上が事業の流れになります。

概要の3ページのほうにお戻りいただきまして、委託の開始時期及び期限です。ちなみに早急な対応が必要でございましたので、この事業につきましては令和3年6月22日から開始をして、予定としましては、令和3年12月31日までというふうに計画をしております。

委託に当たり区が行う情報保護につきましては、運用上の対策として、個人情報を記録した紙媒体については、業務日の事務処理終了後、鍵付きキャビネットに保管するなどがございます。またシステム上の対策につきましては、個人情報データには、パスワードを付して、データを暗号化します。

次に、受託事業者に行わせる情報保護対策としまして、運用上の対策3にございます、委託先のパソコンに保管した個人情報は、委託業務終了後にデータを消去し、個人情報消去証明書を提出させる等、記載のとおりです。システム上の対策といたしましては、委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID・パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせます。またパソコン内に保存した個人情報へのアクセス制御を行わせます。さらに個人情報の漏えい防止対策としてログ管理を徹底させ、個人情報データには、パスワードを付してデータを暗号化させるなど、記載のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

【会 長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ありますでしょうか。

【伊藤（陽）委員】 大体これ100件ぐらいが対象になったりするのかな、メールも結構来ることになるような気がしたんですけど、区のほうでは、この課ではないかもしれないんですけど、メールをダブルチェックしますとか聞いた気がするんですけど、確認したりとか、BCCを使うのか分からないけれど、それはよくないということと、事業者はメールの環境とかを確認、どこまでするのかによると思うんですけど、こっちのほうは結構危ないのではないかという気もするんですけど、メールの対応というのはどういうふうにされるのですか。

【会 長】 ご説明をお願いします。

【健康政策課】 メールにつきましては、まず区から送ったときに、必ず電話を入れるようにいたします。すぐに確認をするようにということと、セキュリティをしっかり守れるように、先方のほうでも複数で確認をしていただくようお願いしたいと思います。

【伊藤（陽）委員】 そうすると、仮に間違えて送ってしまいました、誰か違う人にみたいなきというの、ちゃんと申告してもらいたい形で対応するということですか。

【健康政策課】 そのように考えております。

【伊藤（陽）委員】分かりました。そこだけ、相手を信用するという話到最后はなるのかなとは思いますが、事前にその辺をしっかりと説明しておかないと、何かうやむやになってしまうことも非常に多いと思うので、そこは注意いただきたいというふうに思います。特にメールはソフトもいろいろ、事業者によって違う可能性もあるので、その辺はチェックをいただいたほうがいいのかなと思いました。

【健康政策課】ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますか。

【津吹委員】教えていただきたいんですけども、通常ですと、この後に出てきます地域包括ケア推進課さんと地域包括ケアセンターのほうで、本来であれば、こういう100人についても把握されているんで、あえて個人情報の行き来をする必要がないのかなという気がするんですけども、そういうところからも漏れている100人ということなんでしょうか。

【会 長】対象者というところです。

【健康政策課】対象者につきましては、2ページに書いてございますとおりなんですけれども、実際には多くの方が接種会場であったり、個別接種、また区のほうで訪問接種、様々な手法で受けていただいていますので、訪問接種に該当する方々は実際に一応100名で予定はしておりますが、現在のところ4名の方に接種をしたという状況でございます。

どのような方が対象になるかというのが、最初手探りの状況でございましたので、お申し出をいただいて、たとえば移動の手段が介護保険を使ってできるとか、あるいは何か手だてがあるという方は、安全を期してそちらに行っていただくということにしてございますので、情報の共有というよりは、ご要望いただいて、その都度こちらで判断したり、また福祉のほうと相談をさせていただいたりしております。

【津吹委員】できればなんですけど、今後のことも考えると、この接種だけではなくて、その後のフォローが、我々ワクチン打ってもその後の副反応の問題とかありますんで、その後もフォロー、ほかの包括ケアセンターなり、地域包括ケア推進課さんとも連携ができるような手法での個人情報の連携ができてもいいのかなという気がするんですけども、その辺は全く今のところないということですか。

【健康政策課】ご要望を伺ったときに、例えば高相センターに関わりがあるとか、あるいはケアマネさんがいるとか、そういったこともお尋ねしておりますので、場合によってはそういった支援の方々とも連携をとりながら、事業のほうを進めさせていただいておりますので、スキームとしては持てたらというふうに考えているところでございます。

【津吹委員】ありがとうございました。せっかく大切な個人情報ですから、そういうところと共有しながら、きちっとしたケアをしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【健康政策課】分かりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

【木もと委員】1点だけお伺いします。委託の時期が令和3年6月22日ということで、7月にも審議会があったんですが、このタイミングになったことの原因を教えてくださいと思います。

【会 長】ご説明ください。事務局のほうですか。どうぞ。

【区政情報課長】この訪問接種については、健康部ワクチン対策室のほうから事業の相談といえますか、審議会の報告案件ということで話があったところなんですけれども、この間、保健所の対応、非常に業務のほうで大量発生しているということがありまして、報告の時期がこの時期になってしまいました。その点については事務局のほうからもお詫びを申し上げたいと思います。

【木もと委員】分かりました。大変な中行っていただいている中ですが、やはりこの審議会もしかり、大切なところですので、このような手続等々含めてしっかりやっていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告ですので、了承ということでよろしゅうございますか。ご意見がないようですので、本件は了承ということで終了いたします。

【会 長】それでは、次に資料16「新宿区職域接種事業に係る外部結合等について」であります。説明される方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【保健予防課長】それでは、保健予防課から案件を説明させていただきます。お手元の資料16の2ページをご覧くださいと思います。

事業名は、新宿区職域接種事業でございます。

目的は、区の業務に携わるエッセンシャルワーカー等や区内繁華街等の飲食店従業員のワクチン接種を推進することで、コロナ禍における区民への福祉サービス等の提供の継続性を確保するとともに、区内の新型コロナウイルス感染拡大を防止するためでございます。

対象者は、記載のとおりとなっております。

次に、事業内容の項番1、概要でございますが、感染症対策として、政府が推進してございます職域接種の制度を活用し、ワクチン接種を実施するものでございます。次に、事業委託の

内容です。項番2の(1)から(4)のとおり、WEB予約システムを活用したワクチン接種の予約受付、会場の運営、ワクチン接種の実施、そしてワクチン接種記録の登録となっております。

次に項番の3、本審議会における付議内容でございますが、職域接種事業に係る外部結合、職域接種予約システム運用管理等業務委託、職域接種予約システムサービス提供業務の再委託、職域接種運営業務委託でございます。

次に項番の4、対象者でございますが、エッセンシャルワーカー等が約1,100人、区内飲食店従業員が約2,300人を予定しております。なお、こちらの人数につきましては、第1回目の予約枠数でございますが、第2回以降の予約枠数につきましては、今後のワクチンの接種状況により、改めて決定いたします。またこちらに記載はございませんが、職域接種の予約枠の一部に区民枠を設けまして、集団接種枠の1つとして、区民向けのワクチン接種を併せて行います。こちら個人情報の取扱いにつきましては、令和3年度第1回の当審議会でご報告しましたとおり、適切に行ってまいります。

次に、個人情報の流れの全体図をご説明させていただきます。A4横のカラー資料、資料16-1をご用意させていただいておりますので、そちらのほうをご覧ください。

まず、この資料の図の一番左でございます①のところでございますが、接種を希望するエッセンシャルワーカー等がパソコン等により、WEB予約システムにアクセスし、接種日と時間を予約いたします。WEB予約システムの入力項目は、後ほどご説明させていただきます。

次に、右のほうにまいります。②のところでございます本事業を担当します区の職員が予約日の前日までに、WEB予約システムから接種予約の日時や氏名等が記載された予約リストを出力します。

次にその下③になりますが、接種の当日になりましたが、区職員は予約システムを接種会場の委託職員に引き渡します。予約した方は④ワクチンの接種券と予診票をお持ちになり、接種会場に会場へ来場していただきます。そして⑤会場での受付と本人確認、⑥予約リストによる予約確認後、⑦予診票の記入漏れ等のチェックを行った上で、⑧になりますが、予診及びワクチン接種となります。ワクチン接種後、⑨でございますが、国が配布いたしますタブレット端末によりまして、ワクチン接種記録システムに接種結果の登録を行いまして、⑩接種済証等を本人にお渡しします。1日の接種業務が終了いたしましたら、⑪区の職員は予約リストと予診票を回収いたしまして、所定の施錠できるキャビネットに保管をいたします。

以上が職域接種に係る個人情報の全体的な流れとなります。

では次に本審議会の付議内容、報告事項につきまして、個別にご説明させていただきます。
資料16にお戻りいただきたいと思います。3ページをご覧ください。

件名は、まず最初に職域接種事業に係る外部結合でございます。

結合される情報項目は、接種券番号、住民票所在地の自治体名、接種状況、接種回、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ワクチンの製造番号であるロット番号でございます。

結合の相手方は、国でございます。

結合する理由でございますが、ワクチン接種記録システムにより職域接種の実施主体が国のデータベースに接種記録を登録することで、接種を受けた方の住民票のある自治体が接種記録を参照できるようにするためとなります。なお、このシステムは、既に集団接種会場でも使用されておりまして、職域接種においても活用するものでございます。

結合の形態は、国が配布いたします専用タブレットを使用しまして、インターネット回線を經由して、国のサーバと結合し、情報の発信を行います。

結合の開始時期と期間は、令和3年9月6日から令和3年12月28日までとなっております。

情報保護対策は、記載にありますとおり、国におけるセキュリティ対策と区におけるセキュリティ対策により情報の保護を徹底してまいります。

次に5ページ目をご覧ください。

件名は、職域接種予約システム運用管理等業務委託についてでございます。

保有課は保健予防課、登録業務の内容は予防接種、委託先は株式会社日本旅行でございます。

上から4つ目の委託に伴い事業者処理させる情報項目をご覧ください。その項目につきましては、ワクチン接種を希望する対象者に係る情報項目となっております。氏名、住所、生年月日、性別、接種券番号、メールアドレス、電話番号、接種予約日時、接種予約会場、所属団体名、勤務先店舗名、勤務先店舗住所でございます。

処理させる情報項目の記録媒体は電磁的媒体、再委託先のWEB予約システムでございます。

委託理由でございますが、接種対象者が多いため、システムを使用せず予約管理業務を行うことは困難であることから、WEB予約システムの運用管理等について、事業者へ委託するものでございます。

次に委託内容でございますが、WEB予約システムの調達、システム初期設定支援、システム運用支援、障害時発生時の対応支援でございます。なおWEB予約システムのサービス提供

業務は再委託をいたします。こちらにつきましては、後ほどご説明いたします。

委託の開始時期及び期限でございますが、令和3年8月13日から令和4年2月12日まででございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、まず運用上の対策ですが、区と委託先との間の契約書には、個人情報保護に関する特記事項（別紙2、別紙3）をつけるとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記します。

次にシステム上の区の対策でございますが、ID及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、DVD-R等の電磁的媒体に個人情報を記録しないなど、個人情報を厳格に取り扱います。また個人情報が記載された紙媒体は、施錠できるキャビネット等に保管いたします。

次に受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、記載にありますとおり、情報の保護を徹底してまいります。

次に6ページ目をご覧くださいと思います。

件名は、職域接種予約システムサービス提供業務の再委託についてです。

保有課は保健予防課、登録業務の内容は予防接種、委託先は株式会社日本旅行、再委託先はマーン株式会社でございます。

再委託により事業者処理させる情報項目は、WEB予約システムの運用管理と業務委託で、ご説明したものと同じでございます。

処理させる情報項目の記録媒体も同じく、再委託先のWEB予約システムでございます。

再委託理由でございますが、こちらも先ほどと同様になりますが、システムを使用せずに、多くの対象者の予約管理業務を行うことが困難であることから、WEB予約システムのサービス提供について、事業者へ再委託するものでございます。

再委託の内容は、WEB予約システムの機能の提供、アクセス制御、バックアップ等を含めたデータの保管、サーバ及びネットワーク管理、各種セキュリティ対策でございます。

再委託の開始時期及び期限でございますが、令和3年8月13日から令和4年2月12日までとなっております。

再委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、運用上の対策としまして、再委託先の事業者は、事故が発生した場合、または生ずる恐れがあることを知ったとき、速やかに委託先に報告し、委託先を介した区の指示に従うよう指導いたします。

下のボックス、委託先を通じまして、再委託先に行わせる情報保護対策でございますが、運

用上の対策、システム上の対策としまして、建物、マシン室、データ媒体の保管庫への入退室ができる者を特定させまして、記録を適正に管理させるほか、記載にありますとおり、情報保護対策を行うということでございます。

次に8ページをご覧ください。

件名は、職域接種運營業務委託です。

保有課は保健予防課、登録業務の名称は予防接種、委託先は株式会社ベネフィット・ワンでございます。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体、ワクチン接種記録システムのため、国が配布する専用タブレットでございます。

委託の理由は、職域接種事業については、区役所第一分庁舎で実施しますが、職域接種会場の運營業務を委託することで、円滑かつ効率的に事業を実施するものでございます。

委託の内容は、本人確認及び予約確認を含めた会場での受付、場内整理、予診票の確認、予診及びワクチン接種、接種記録の登録でございます。

委託の開始時期及び期限は、令和3年9月6日から令和3年12月28日まででございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、記載にございますとおり、新宿区情報セキュリティポリシーや個人情報保護条例を遵守させるとともに、報告の義務づけ、ユーザ情報の管理を行います。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、記載にございますとおり、セキュリティ対策を徹底してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザー。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。

上から2つ目でございます。外部結合に当たりまして、アドバイザーのほうからは、運用上、それからシステム上の対策は十分にとられているというような内容でございました。

担当課の対応といたしまして、通信できる機器そして接種結果の登録を行う従事者、こちらを限定し、情報保護対策を徹底するという内容で、記載をさせていただいております。以上です。

【会 長】それでは、本件につきましてご質問かご意見ありましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

では、本案件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は資料17「要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出に伴う外部結合について（情報項目の追加）」であります。

それでは、説明される方は資料を確認の上、説明をお願いします。

【介護保険課長】介護保険課長の関本です。よろしくをお願いします。資料は、資料17、それから資料17-1、こちら2つを使いまして、ご説明させていただきます。

それでは、「要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出に伴う外部結合について（情報項目の追加）」についてご説明いたします。おめくりいただきまして、事業の概要のページをお願いいたします。

事業名は、要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出です。担当課は介護保険課となります。目的は、保健・医療・介護等の情報を厚生労働省のデータベースに集約し、各種統計データや施策情報等を統合し、各自治体における介護・医療関連の情報の「見える化」を推進していくということになっております。対象者は、介護保険の要介護（要支援）認定を申請した被保険者となります。

事業内容は、まず介護保険のサービスを受けようといったときは、介護認定を受けます。この介護認定を申請するとき、申請書の情報、それから申請した後、心身の状況を確認するために、主治医の方に介護保険主治医意見書の提出を求めます。こちらに書かれている情報、今回これらの情報項目が追加になっております。

事業内容の1、現行のところをご覧ください。平成30年4月1日より厚生労働省の介護保険総合データベースへ区が保有いたします要介護認定情報等を提出しております。それについては、平成30年第6回本審議会で、了承をいただいております。

そして、2番をご覧くださいまして、このたび令和3年9月以降から情報項目が新たに追加されたため、データを提出することになりました。

3番の送信方法です。厚生労働省のほうから配布された認定用のソフトというのがございますので、そちらのほうに情報を入れて、国民健康保険団体連合会、そちらの専用通信ネットワークの回線を使いましてデータの送信を行います。この送信のやり方についても、先ほどと同じ平成30年度の第6回の審議会のほうで了承をいただいているところです。

次に件名、要介護認定情報等の厚生労働省へのデータ提出に伴う外部結合について（情報項目の追加）というところを見ていただきまして、太字のところ、先ほどから申し上げます平成30年度の第6回の審議が終了した後、変更となった箇所が太字になっています。次に、資料17-1をご覧くださいませでしょうか。

例を申し上げますと、21番の医療保険者番号が申請書に書かれますが、1枚めくっていただきまして、意見書という形で書いてあります。こちらが先ほど申し上げた介護保険主治医意見書に書いてある項目になります。

細かな情報も新たに提供する情報に加わった形になり、これらは9月1日以降、そういう形で提供していきます。

説明は以上でございます。

【会長】 ご質問かご意見ございましたらどうぞ。よろしゅうございますか。

ご質問がないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということで終了しますが、よろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了します。ご苦労さまでした。

次に、資料18「認知症サポーターステップアップ研修の業務委託について」であります。説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【高齢者支援課長】 高齢者支援課長の中野でございます。よろしくお願いいたします。

件名は、「認知症サポーターステップアップ研修の業務委託について」でございます。資料でございますけれども、資料18、それから資料18-1を使いましてご説明をさせていただきます。皆様、資料の過不足等はございますでしょうか。

【会長】 ご説明ください。

【高齢者支援課長】 それでは、おめくりいただきまして、本事業の概要でございます。

事業名は、認知症サポーターステップアップ研修でございます。担当課は、福祉部の高齢者支援課です。

目的は、新宿区内でチームオレンジやその他認知症に係るボランティア活動を行う者が、認知症についてのさらなる知識や支援方法を習得することで、認知症高齢者や家族への対応力向上を図り、認知症があってもなくても地域とともに生活できる環境づくりを目指すものでございます。

対象者でございます。区が主催して行う認知症サポーター養成講座を修了後、チームオレンジへのボランティア活動を予定している方や、地域でボランティア活動を行っている方、今後地域でのボランティア活動を希望される方を対象とするものでございます。

事業内容です。本研修は、国の「認知症施策推進大綱」に基づき、令和4年度から実施予定の「チームオレンジ」について、運営に関わるボランティアが受講する研修との位置づけで実施するものでございます。

研修業務は、新宿区内に複数のボランティア活動拠点を持ち、地域の情報を熟知し、コーデ

インターネット経験が豊富な「新宿区社会福祉協議会」に業者指定により委託するものでございます。

2番、委託の内容です。この研修は、基本研修3回と体験研修1回、さらにフォローアップ研修を1回ということで受講をしていただくものでございます。研修修了時にはアンケートを実施し、集計及び分析を行うものでございます。

3番の対象者数でございますが、ここで「下記(1)(2)参加者」と書いてございますが、「上記(1)(2)」の誤りでございます。大変失礼いたしました。こちらの上記の2番の委託内容の講座の参加者約50名程度でございます。

3ページの資料をご覧ください。

上から4番目でございます。委託に伴い事業者処理させる情報項目についてでございます。この事業はステップアップ研修の受講者に係る情報項目といたしまして、氏名、住所、年齢、性別、電話番号、FAX番号、メールアドレス、職業、ボランティア活動歴を取り扱わせるものでございます。

委託の内容につきましては、先ほども述べましたが、研修の開催、それから研修の広報業務、研修実施報告書の提出となります。

委託の開始時期及び期限でございますが、令和3年9月上旬から令和4年2月28日まででございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策といたしまして、運用上の対策は2点でございます。またシステム上の対策といたしまして2点ございまして、委託先のパソコン使用時は、ID・パスワードによる認証を行うとともに、個人ごとに情報へのアクセス制限等の対策を講じさせるよう指導するものでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策でございます。運用上の対策といたしまして、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させるなど、記載のとおりでございます。また、システム上の対策といたしまして、委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID・パスワード等により、パソコンの利用認証を行わせる。ウイルス感染等がないよう、最新のウイルス対策や最新の更新プログラムを適用させるなどの対策をとってまいります。

資料18-1をご覧ください。

この認知症サポーターステップアップ研修の申込みに係る個人情報の流れでございます。お申し込みになる方は、電話・メール・窓口等でお申し込みになりまして、社会福祉協議会が申込者の情報を管理をするものでございます。参加の希望をされた方には、受講の連絡の通知を差し上げるということでございまして、社会福祉協議会の専用サーバで管理されます申込者情

報、あるいは最終的に研修に参加された方のアンケート結果につきましては、記載のとおり、最新のウイルス対策、不正侵入検知・遮断、ファイアウォールの設置などセキュリティを講じた上で、業務を行わせるものでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

【会 長】事務局のほうから。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧の3つ目、今回の資料の番号は書いていないんですけれども、今回、担当課長がご説明した資料18と、それから資料、次の19にも係る内容でございますが、今回の申込みに当たりまして、無料のGoogleフォームを最初検討をしていたところでもございました。アドバイザーの意見のところにも書かせていただいておりますけれども、原則無料で提供され、誰もが容易に利用できるクラウドサービスについては、国内法が及ぶ範囲でセキュリティの安全性を確保する。そういったことを確認した上で使用することが望ましいというご意見もございました。

それで、当初検討をしていた無料のGoogleフォームについては、なかなかその辺の確認が難しいということで、今回は担当課のほうで見送っていただきまして、担当課対応というところにも書かせていただいておりますけれども、国内法が及ぶ範囲でセキュリティの安全性が担保できた場合にのみ、今のところ使用するという区の考え方がございますから、今後においていろいろなサービスが出てくるかと思っておりますので、利便性と併せて安全性、それから他自治体の事例なんかを、情報システム課と一緒に研究していきたいというふうに考えております。

補足的にはなりますけれども、以上でございます。

【会 長】それでは本件について、ご質問かご意見ありましたらどうぞ。

ないようでしたら、報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。いいですか。では、本件は了承ということで終了といたします。ご苦労さまでした。

次は、資料19「介護支援等ボランティア・ポイント事業の委託について（委託内容及び情報項目の追加）」であります。説明される方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【地域包括ケア推進課長】地域包括ケア推進課長の袴田でございます。それでは、「介護支援等ボランティア・ポイント事業の委託について」ご説明をさせていただきます。本案件に使用する資料につきましては、資料の19及び資料19-1でございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【地域包括ケア推進課長】それでは資料19をご覧ください。

本事業の担当課は、地域包括ケア推進課となります。

本事業の目的は、区内の介護保険施設等でのボランティア活動や高齢者の見守り活動等を行った際に、換金等が可能なポイントを付与することにより、地域における高齢者等への支え合い活動を要請、支援するものでございます。

対象となりますのは、介護支援等ボランティア・ポイント事情の利用者となります。

事業の概要としましては、区の定めるボランティア活動等を行った方に対し、年間50ポイントを上限に、1ポイント100円相当で換金等が可能なポイントを付与するもので、業務としましては、新宿区社会福祉協議会に委託をしております。

このたび、新たに入門講座及び事業者連絡会の開催業務を委託内容に追加しまして、そのための申込者情報を委託先に取り扱わせるとともに、緊急の際に必要な「メールアドレス、緊急連絡先、FAX番号」を新たに収集するよういたします。また、効果的に活動先を提案するため、任意の登録としまして、「趣味、特技、資格」の情報項目を新たに追加いたします。なお情報の収集方法につきましては、これまでどおり社会福祉協議会の窓口での申込書等による収集となります。

追加する委託の内容として、入門講座につきましては年3回程度の開催で、各回の定員は30名、事業者連絡会については年1回の開催で、定員は30名程度を見込んでおります。

ポイント付与の対象となりますのは、区内介護施設等でのボランティア活動やちょこっと・暮らしのサポート事業の無償活動等で、詳細につきましては記載のとおりでございます。

個人情報の流れについては、資料19-1をご覧ください。

初めに講座・連絡会の申込者から、社会福祉協議会へ電話やメール、窓口等で申込みが行われます。その際、申込書等の紙類は、鍵付きのキャビネット等で保管させます。申込者情報は、社協職員の手で社協の専用サーバに入力されまして、講座・連絡会終了後は、データは消去いたします。

サーバでのセキュリティ対策としましては、最新のウイルス対策のほか、ファイアウォールやID・パスワードによるアクセス制御、ログ及び操作履歴の管理などを行います。

次に、業務委託の詳細について、3ページへお戻りください。

登録業務名称は、介護支援等ボランティア・ポイント事業です。委託先は、新宿区社会福祉協議会となります。

事業者処理させる情報項目は記載のとおりで、今回追加される情報項目としましては、メールアドレス、緊急連絡先、FAX番号、趣味、特技、資格及び講座・連絡会の申込者の情報

となります。処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体、委託先のパソコン及びサーバとなります。

委託の理由としましては、ボランティア活動を通じて、介護予防や生きがいづくり、高齢者の主体的な支え合い活動を育成、支援するため、地域ボランティアに精通しました社会福祉協議会に委託いたします。委託の内容については、先ほどの説明と重複しますので、ここでは割愛させていただきます。

委託の開始時期及び期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、次年度以降も同様の業務委託を行ってまいります。

区が行う情報保護対策としましては、個人情報に記載された文書は、施錠できるキャビネット等に保管するよう指導するといったことを徹底いたします。また必要に応じまして、区職員が立入り調査を行い、状況等の報告をさせます。システム上の主な対策としましては、委託先のパソコン、サーバを取り扱うことができる者を特定し、ID・パスワード等によりパソコンの利用認証を行うよう指導いたします。またパソコン、サーバは外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、ファイアウォールやアクセス制御等による保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラム等を適用させるなどの対策を徹底するように指導いたします。

次に、受託事業者に行わせる情報保護対策としましては、従業者に対して、個人情報保護に関するセキュリティの研修を行わせます。また業務履行に当たり、不要となった個人情報は速やかに破棄をさせます。そのほか、本業務に関する個人情報は、原則として外部への持ち出しを禁止し、やむを得ず持ち出しをする際には、必要最低限の範囲とさせます。システム上の主な対策としましては、委託先のパソコン、サーバは、ログを記録・管理させるほか、さきほどの区の場合とほぼ同様で、記載のとおりとなっております。

雑駁ですが、説明については以上になります。

【会長】 本件につきまして、ご質問かご意見ございましたらどうぞ。

特別ないようでしたら、本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。では、本件は了承ということで終了します。ご苦労さまでした。

以上をもって、予定の議題は全て終わったと思いますが、それでよろしゅうございますかね。

それでは、ちょっと時間があるので、当審議会についての審議の方法とか、何かご意見ございましたら、何でも結構ですけど、お聞きしておけばいいかなと思いますけど、いかがでしょうか。どうぞ、越智委員。

【越智委員】来月以降、また今後のお話でもいいと思うんですけども、やはり情報の内容が様々ある中で、ここの会議の中で、ある程度ここの線は超えてはいけない限度とか、また最低限ここは絶対審議しなければならないものとか、もちろんそれぞれの感覚というのもあると思いますし、そういったところをある程度共有しておくことによって、会議自体、そんなにあれこれ個別の内容ごとにまた同じような話をしなくて済むのかなということも、先々のことを考えると、もし時間があれば、それぞれご意見があるのであれば、そういうことも話してもいいのかなということを一応思いましたのと。

あと今後、ペーパーレス化が進んでいる中で、区のほうとしてもメールとか、あとメールでは申し込めない区民の方もいらっしゃるので、どうしても紙媒体の資料というのは発生すると思うんですけども、一方で世の中はもうどんどんペーパーレス化が進んでいく中で、今後その情報をもっとデータ化というんでしょうかね。そっちのほうにシフトしていくという流れというのは、私たちがつくれるわけではないんですけども、いずれそうなるようになっていくわけにして、そこをもうちょっとデータ化していくことを推奨していくといたら変かもしれませんけれども、そういう今後の流れがあってもいいのかな。

なぜかという、結局紙ベースのものということ自体、リスクになると思いますので、データ自体はもちろんそもそもリスクではあるんですけども、紙の資料とまたデータと双方あることによって、また紙媒体のものが続けてたくさん蓄積するということが、情報漏えいのリスクの1つなのかなというふうに私は、個人的に感じていますので、長期的な視点かもしれないですけども、ここでまだ審議する、しないの話ではなくなってしまうかもしれないんですが、より情報を守るという観点では、データでの扱いを例えば推奨するようなものにするとか、そういったことも時間がある際に、一度こういった皆さんで話し合うのもどうかなとは思いました。

【会 長】2つあったと思うんですが、ちょっと分かりにくいので。最初の1つ目については、超えてはいけない範囲を決めたらというのは、例えば具体的にはどんなこと、1つ挙げて、どのようなことをお考えですか。

【越智委員】ごめんなさい。今すぐにちょっと出てこないです。

【会 長】みんなが共有して、これ以上のものはちょっと危ないんでとか、そういうことではないかとらっと。何かそういう基準の決め方があるかなという気がするので、お聞きしているんです。そういうものを、ある程度のレベルの個人情報リスク、漏えいリスクがある場合というようなことなんですかね。

【越智委員】例えば、昨年とかはI SMSでしたっけ。そういうのは、ある程度ここは非常に信頼できるセキュリティという認識の線のものがあると思うんですけども、そういったところに、そういったものでカバーしているのであれば、それはもう、そもそもそこについては、お互い話し合わなくてもそれは大丈夫ではないかというような。

【会 長】例えば委託先が。

【越智委員】そうです、そうです。

【会 長】しっかりしていれば、あまりここで議論するほどのことではないし、議論してみてもたいして実りが無いというような。

【越智委員】そうですね。もちろん抜け漏れがあってはいけないので、全部をオーケーにするのはどうかとは思いますが。

【会 長】結構、業務委託については、委託先の内容について、ここでも質問が出るんですね、ご存じだと思いますけどね。やっぱり委託先の問題があるから、業務委託についてはね。

もう1つのほうは、ペーパーレス化が進んでいって、データが中心になると。そのデータを守る必要があるの。

【越智委員】そうですね。これ自体はこの審議会で話す内容ではないかもしれないんですけども。

【会 長】いや、意見としてどうぞ。参考になるんで。

【越智委員】もう進んでいる企業ほどペーパーレス化が進んでいて、むしろペーパーレスにして、データだけで活用することによって、セキュリティを担保しているという流れがありますので、どうしても省庁を初めとした役所さんというのは、紙ベースのほうが多という現状があると思うんですけども、今後情報を守るという立場の、この視点として、そういったもの、そこに口出しすべきではないかもしれないんですけども、むしろ情報を守るという観点を審議していますので、より紙ベースのもの、例えばこういったいろいろ審議で挙がってくる、皆さんの流れとして、これキャビネットに保管しますという話とか、よく出てくると思うんですけども、それ自体が私は気になってしまうというか。それ自体はむしろもっと違う、ここはデータ化することによって、情報を守ることはできませんとか、そういうのも協議したり、話し合うとか。

【会 長】多分データ化することの視点ということを考え過ぎているのではないのと。もっとデータを有効に利用する方法でのリスクを考えていったほうがいいのではないかというふうにお聞きしたつもりなんですけど、基本的に流れとしては紙ベースですと日本では来ていま

すからね。今もそうだと思うんですけど、だから紙を守るため、データに対して違和感とか、控えめなところというのかな。そこがあるよりは、そういう方法よりはデータを利用する。むしろ有効利用することを考えて、そのリスクを取り除くという、前向きな方向でデータ利用のほうがいいのではないですかと、こんな意見ですか。

【越智委員】そうですね。それが、時間があればというお話でもあったので、そういう機会があれば、そういう話も皆さんで共有して、それを区に推奨するとか、そういうことも可能なのかなと思いました。

【会 長】分かりました。別に議題とか何とかではないんで、ご意見で参考になりましたけれども、ほかに何か。この際意見があれば。

【伊藤（陽）委員】コロナになってから、結構会議が中止になったりとかということもありました。集まらないとか、それは多分難しいかと思うんで、オンラインで開催するというのをぜひ今後、お願いしたいと思います。とはいえ、そこは個人情報を守る立場として一番難しいかもしれないんですが、書類もペーパーレスで受け取って、オンラインで質疑をするという仕組みは、どこかでしてもよいかと思います。ここで議論するのか、どこで議論するのかとありますけど、それは、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。以上です。

【会 長】それは審議会の議題というか、会議はどういうふうにしたらいいか。会議そのものをいわゆるウェブ会議にできるかどうかあれですが、そこのあたりもお考えなんでしょうか。

【伊藤（陽）委員】基本的にはこういった会議は、もう全部オンラインでも参加できるようにしたほうが、委員の方もお忙しいというのもあると思いますし、特に感染症の問題というのは今後も出てくる可能性もあるので。この審議会もそうですし、全般的にそういう流れは、今年中にはやったほうがいいのではないかなというのは思っていますが、私はこういう仕事をしているんで、各審議会、オンラインで一部でもできたらいいかなというのは思っています。

【会 長】それは事務局のほうで、今は審議会自体に関わることだし、区役所全体の会議の形式にもよるでしょう。今の点は、どこかにご相談いただきたいなというふうに思います。事務局、どうぞ。

【区政情報課長】オンラインでの会議の開催については、今コロナでもありますし、新しい生活様式というところでは、区のほうも推進をしていくべきというスタンスですので、どこまで可能なのか。例えばオンラインであれば、環境というところの整備もありますので、検討の項目には入れさせていただきたいと思います。

【会 長】ほかに何かご意見ございませんか。では、よろしゅうございますか。

また最近は会議が2時間以内で終わるようになったので、今日だけでなく、また機会があると思いますので、何かご意見あるという委員は、それを別の機会にご発言いただきたいと思います。

それでは本日のところは、これをもって議題終了したということで、事務局のほうから連絡事項があれば、どうぞ。

【区政情報課長】連絡事項でございます。次回審議会ですが、10月21日木曜日午後2時、場所は本日と同じ、こちらの5階大会議室で予定をしておりますので、お忙しい中申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。以上です。

【会 長】それでは、以上をもちまして第4回の審議会を閉会といたします。長い間どうもご協力ありがとうございました。

午後3時35分閉会